

## 防衛医科大学校病院規則第2号

防衛医科大学校病院病床・看護管理委員会規則を次のように定める。

平成元年10月16日

防衛医科大学校病院長 尾形利郎

## 防衛医科大学校病院病床・看護管理委員会規則

改正 平成17年4月1日規則第3号  
平成18年3月31日規則第3号  
平成23年4月1日規則第1号  
平成24年4月6日規則第3号  
平成29年3月30日規則第1号  
平成29年3月30日規則第1号  
令和5年6月29日規則第2号

(設置)

**第1条** 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）に防衛医科大学校病院病床・看護管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、病院における病床及び看護に関する事項を審議し、病床及び看護体制の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(構成)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（管理・運営担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 病院企画調整官

(2) 病院運営課長

(3) 看護部長

(4) 各診療科に属する教授

(5) 専任の教官をもって充てる中央診療施設として置かれる部又は室の長

(6) 救命救急センター長

4 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 副委員長は委員長が、委員のうちから指名する。

6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

(審議事項)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病床及び看護管理の基本に関すること。
- (2) 各診療科等の病床数及び看護体制の改善に関すること。
- (3) その他病床及び看護管理に関すること。

(会議)

**第5条** 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 4 委員長は、必要に応じ委員会の承認を得て委員以外の職員を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

**第7条** この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規則は平成元年10月16日から施行する。

**附 則**

この規則は平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成24年4月6日から施行する。

**附 則**

この規則は平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は令和5年7月1日から施行する。